

新型コロナウイルスワクチンに関する意見書

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、感染拡大が進む中、新型コロナウイルスワクチンの開発が急ピッチで進められてきた。ワクチンの接種体制の構築についても、厚生労働省の主導の下、準備が進められており、日本中の人々がコロナ禍の収束を願い、ワクチンに大きな期待が寄せられている。

昨年12月に改正された予防接種法において、新型コロナウイルスワクチンについては市町村が接種を勧奨するとともに、国民は接種に努めることとされた。新型コロナウイルスワクチンに限らず、一般的に、ワクチンは接種後に副反応が生じることがあるため、各人がワクチン接種により期待される効果とリスクを比較・勘案し、接種するかどうかを自身で判断できるように、国はワクチンの有効性や安全性などについて正確な情報を周知する必要がある。

ワクチンを接種するかどうかについては、最終的に個人の判断が尊重されるべきことから、ワクチンを接種しない人が社会的な不利益を被ることや、雇用主などから接種を強要されることがあってはならない。

よって、国におかれては、感染症対策のこれまでの基本的取組を強化しつつ、更に適切な措置を講ずるため、下記事項に取り組みられるよう、強く要望する。

記

- 1 ワクチンの有効性や安全性など、ワクチン接種に関する正確な情報について、あらゆる世代に対しわかりやすく周知を図ること。
- 2 年齢や基礎疾患の有無などの条件によってワクチン接種の有効性やリスクが異なる場合、該当する条件に応じたきめ細かい説明をすること。
- 3 ワクチン接種の有無による社会的差別を受けないよう、周知・啓発など広く国民に理解を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
行政改革担当大臣
内閣官房長官

あて

議会議案第4号

尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書

海上保安庁の発表によると、令和2年に尖閣諸島周辺の接続水域へ中国海警局の公船による入域が確認された日数が過去最多となる333日に上り、そのうち領海侵入は29日延べ88隻に達するなど異常な事態が続いており、周辺で操業を行う日本の漁業者に対し、これまでにない大きな脅威と不安を与えている。

とりわけ、5月8日に日本の領海に侵入した中国海警局の公船2隻が、尖閣諸島・魚釣島の西南西約12キロの海上において、操業中の日本漁船に接近し、追尾する事態が発生し、その後も、領海内への侵入や漁船への接近等が繰り返されている。10月には平成24年9月の日本政府による尖閣諸島国有化以降、過去最長となる57時間39分にわたり日本の領海内にとどまるなど、活動を強めていることは誠に遺憾である。

尖閣諸島は、明治28年1月に日本政府が沖縄県への所轄を決定して以来、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であることは明らかであり、周辺海域で頻発する中国公船の領海等への侵入や日本漁船に対する威嚇行為は、今後不測の事態を招くおそれがあり、断じて許されない。

さらに、中国において、本年2月1日、中国海警局の公船が停船命令などに従わない外国の船舶に対し、武器の使用を可能とする「海警法」が施行されたが、同法が国際法に反する形で適用されることは、決してあってはならない。

よって、国におかれては、尖閣諸島周辺海域における中国公船による日本漁船への追尾・威嚇行為などが行われぬよう中国政府に働きかけるとともに、日中両国間の緊張がエスカレートすることを避けるため、平和的な外交によって中国との関係改善を図りながら、冷静かつ毅然たる態度で尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保について適切な措置を講ずるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
外務大臣		
国土交通大臣		
防衛大臣		
内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第5号

飲食物を調理して供与する一定規模以上の施設等における
調理師設置の義務付けを求める意見書

調理師法は、昭和33年に、調理の業務に従事する者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図り、国民の食生活の向上に資することを目的として制定され、以後、国民の生活水準の向上等に伴う食生活の変化等を背景に逐次改正されている。

昭和56年に行われた同法の一部改正において、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設の設置者又は飲食店営業等の営業者は、それぞれの施設へ調理師を設置する努力義務が設けられたが、飲食店の開業に当たって必ずしも調理師を置く必要はなく、食の安全・安心を確保する観点から見ると、法改正の実効性は低い状況にある。

特に、近年は女性の社会進出やライフスタイルの多様化に伴い、外食等の機会が増加し、また、コロナ禍の影響で中食の需要も高まるにつれ、国民の食の安全・安心に対する意識も非常に高くなっており、食生活の向上及び安全・安心の確保が喫緊の課題となっている。

とりわけ、学校や病院、福祉施設等に給食を提供する施設においては、調理に係る業務の質的向上を図ることが強く要請されるため、専門的な知識や技術を有する調理師の果たす役割は非常に重要である。

よって、国におかれては、食の安全・安心の確保をより確実にするため、調理師法を改正し、飲食物を調理して供与する一定の規模以上の施設等に調理師の設置を義務付けるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

石川県議会